

STANDARD & POOR'S

リーダーシップアクションの進捗状況(2008年9月23日)

ガバナンス(管理体制の強化)：格付けプロセスの厳正性の確保

1. オンブスマンの設置
 - 2008年末までにオンブスマンを任命すべく目下候補者を選考中。
2. 第三者からの格付けプロセスと格付け管理体制のチェックの導入
 - 関連する方針をほぼ固めると共に実施。また外部チェックを実施する第三者機関を2008年末までに選定する予定。
3. マグロウヒル社監査委員会によるチェック
格付けの質、コンプライアンス状況とその有効性を担保するための手段の検討
オンブスマンに寄せられた懸念事項と解決策の見直し
外部監査の結果の評価
 - 監査委員会による監査を既に開始。マグロウヒル社の監査委員会によって、年3度、取締役会によって年1度監査は実施される。補足のため必要に応じて会議は開催される。
4. 格付けの管理方針、コンプライアンス、格付け規準管理、格付けの質を管理するため格付け部門と別の組織の新設。
 - 全ての新規格付け方針、格付け手順の開発と承認のため、格付け部門から独立したポリシー・ガバナンス・グループ(PGG)を新設。本グループは格付け方針の明確性、検証可能性、一定の水準の品質の維持を分掌としている。法務、コンプライアンス、アナリティカル・ポリシー・ボードもPGGのメンバーになっている。
 - 潜在的な利益相反の管理、コンプライアンス研修の強化にかかる主要な方針をリスクの観点からモニターするために、コンプライアンス部門の人員拡充と資源投入を継続的に実施。
 - 格付け規準と格付けの質を検査する組織を再編。同部門の職員を増員すると共に格付け部門から分離。同部門の格付けの質の監視機能と手順に関する活動および報告要領に関するガイドラインを強化した。新規の格付け規準の見直し手順にかかる研修を開始した。
 - 本施策の実施に伴い5月8日に公表したとおり、関連部門の責任者を任命した。
5. 独立した全社リスク管理委員会の設置。本委員会では格付け作業に影響を及ぼすリスクを評価。また新しいタイプの証券の格付け付与の可能性を評価する。
 - 全社的なリスクを管理する全社リスク監視委員会(SPERO: Standard & Poor's Enterprise Risk Oversight Committee)を設立。本委員会は格付け手順に影響を及ぼすと思われる全てのリスクを評価する。本委員会は定期的な会合を開始。
6. S&P 退社後発行体または金融仲介部門に勤務することになったアナリストが手がけた案件のレビュー制度の導入。
 - 案件再評価の枠組みを開発。2008年半ばには実施の見込み。
7. 主担当アナリスト(Lead Analysts)の定期的な担当替え

- アナリストの担当替え制度を導入開始。加えて証券化部門のアナリストに関して、主担当アナリストとして特定のアレンジャーや発行体との関係を持つ期間、ある期間おける特定のアレンジャーや発行体による案件数、特定のアレンジャーや発行体に連続して格付けを付与する数といった項目に制限を設けることによって、主担当アナリストとして特定のアレンジャーないし潜在的な発行体との接触を制限する予定。

8. 研修の充実

- 格付け方針、行動規範のアイコンをアナリストのデスクトップに設置し、これらの情報へのアクセスの容易化を実現。
- 全世界的なコンプライアンス研修の強化。第三・四半期までに終了の予定。
- オンライントレーニングに新しいモジュールを追加し、アナリストによる主要な方針の遵守を強化。新モジュールは第三・四半期に導入。

分析：格付けの質と分析力の強化

9. 独立した証券化格付けのサーベイランス体制の一層の強化および事業会社・公的部門格付けのサーベイランスの強化

- 証券化部門：
 - RMBS サーベイランス担当者の増員。
 - RMBS の裏付けローンレベルごとのデータを信用分析モデル、キャッシュフローモデルに反映。
 - 世界でも有数の証券化キャッシュフローモデルとデータの提供者である iMake 社の買収を通して得られた新たな分析能力の活用。
 - 事業会社・公的部門格付け部門：
 - 想定水準を超えた価格で取引されている先について、アナリストにアラートを送る市場価格モニタリングシステムを導入。
 - 米国において企業開示情報を文字検索できるツールの導入。
- 今後も引き続きサーベイランスの改善を図り導入状況を市場に発表していく。

10. 分析に利用するモデルの有効性をチェックするために計量分析(Quantitative Analysis)グループ内にモデル監視委員会を設置

- モデルの質を所管するシニア・ディレクターを採用し、チームを設立。

11. アナリストの必須受講研修の増加と研修内容の充実化およびアナリスト認証制度の導入

- 研修内容を向上させアナリストの年間必須受講研修を 25% 増加。
- 外部業者による独立したアナリスト承認制度を検討中。2008 年内に本プログラムの開発に着手。

12. 従来の信用リスク分析に加え流動性、価格変動、相関、回収といった非デフォルト要素にも焦点を当てた分析の提供

- デフォルト以外のリスク項目を特定し 2008 年第二・四半期から市場での検証を実施。市場参加者に 2008 年半ばまでにフィードバックを募ると共に 2008 年中に調査に着手。

情報：透明性の向上と市場へのより深い分析の提供

13. 格付け規準の簡素化と格付け規準、分析のベースとしているモデルや分析ツールへのアクセスへの容易化

- ウェブサイトの格付け規準検索機能の向上。2008 年半ばを目途に実装予定。

14. 「What if (シナリオに基づいた)」分析を分析レポートへの反映

- これまでに下記のシナリオレポートを発表

- 「英国不良債権 RMBS 格付けの住宅価格の下落への感応度」
- 「スペインの劣後 RMBS、デフォルトの急激な上昇と共に格下げの懸念」
- 「米国クレジットカード ABS は厳しいリセッションの中、デフォルトの蓋然性は低い」
- 「何が米国自動車ローン ABS の格下げをもたらすのか？」
- 「スタンダード&プアーズが格付けした米国 CMBS 回復力の評価研究」
- 「英国プライム RMBS 格付けは競売増加を凌ぐ」
- 「米国リバース・モーゲージの発展」

15. 分析に用いるデータや情報の質、正確性の強化

- 2008年5月以降に格付けする米国 RMBS について、社債管理会社と第三者データベンダーに一般に提供されているデータと同様、発行体にローンレベルのパフォーマンスデータを月次で依頼。
- 事務プロセスとその手順をベースに住宅ローンのオリジネーターの総合ランキングを付与する格付け規準を改定中。2008年半ばに新たな規準の完成を目指す。
- データの信頼性を高めるため、オリジネーターが利用している不正発見ツールと不正検知方針を評価中であり、その内容を2008年半ばまでに開発される格付け規準に盛り込む。
- 今後も適宜問題点を把握し、実施に際し公表する。

16. 長期、短期の格付けのパフォーマンス情報の提供

- 如上データを当局、立法府および他の関係者にも広げて提供を開始。例として年次で発表している事業会社の格付け遷移とデフォルトに関する調査の要点をマルチメディアのビデオキャストとして製作。ビデオキャストは3月31日に30,000人もの機関投資家と他の市場関係者に無料で配信。

17. 証券化、事業会社、ソブリンといった複数のセクターやアセットクラスにおける格付けの横断的な比較可能性に関する説明

- S&Pの目標はあらゆる主要業種区分、細区分で比較できるような信用格付けを提供し続けること。S&Pは証券化、事業会社、地方公共団体、政府部門の全てに同一の格付けスケールを採用。継続的に格付け比較に関するデータとレポートを発表していく。
- 今後もセクターをまたがって比較可能な共通の尺度を使用し、格付けの比較可能性を保つ方針。

18. 新型の案件について、その仕組み、リスクを取りまとめた「注目すべきディール特集」(Landmark Deal Report)の作成

- 2008年第三・四半期から「注目すべきディール特集」を発表。

19. ウェブサイト上の S&P の行動規範へのアクセスの容易化

- 重要な規制関連の情報に容易にたどり着けるよう、新しいリンクを設計中。2008年半ばにリンクは完成予定。

20. ABCP や SIV などヴィークルが保有しているポートフォリオに関する情報開示水準の引き上げ

- S&P が格付けすることに同意する全ての ABCP コンデュイットと SIV のポートフォリオについて適用される、新しい主要なデータ開示項目を2008年の半ばまでに発表する。開示項目を拡大することによって、投資家はこうした案件への投資とリスクに関する新たな見方ができると同時に、裏付資産に関する理解を深めることができる。具体的には業種集中度のような資産情報、

信用補完や流動性提供者といった主要な格付け依存先、発行体の負債残高状況といった情報が開示される。

- 「クレジット FAQ:ABCP コンデュイットの透明性の向上」を公表。

21. 投資家に対し想定を超えた延滞や損失などデフォルトの予見事項を早期に通知する体制の導入
 - 全ての合成 CDO(Synthetic Collateralized Debt Obligations)に関して毎月、格付け変更の可能性を示唆する指標である超過担保レポート(SROC: Synthetic Ratings Over-Collateralization)を公表。
 - 欧州 RMBS に格付け見直しトリガー (Rating Review Triggers)商品を発表。
22. 証券化案件、新しいタイプの証券化案件である旨を示した符号の新たな開発
 - 証券化格付けにかかる符号の導入に関する提案を作成。2008 年半ばまでにフィードバックを求める。第三・四半期に進捗を発表。意見は 2008 年 5 月 29 日以降 www.spnewsactions.com で求めている。

教育：格付けに関する理解の促進

23. 「格付け利用の手引き」の作成
 - 「スタンダード & プアーズの信用格付けの手引き」を第三・四半期にウェブサイトに掲載。
24. ウェブとメディアを媒体とした分析と考え方の普及拡大
 - 規制当局、立法府その他市場参加者等にデータ配信先を拡大。(項目 16 参照)
 - ウェブサイト上に掲載されている格付け規準を利用者が容易に検索できるようにする。この機能強化は 2008 年半ばに実現予定。
 - RMBS 関連で公表している全てのモデルを入手できるプラットフォームを新たに開発(<https://www.sp.sfproducttools.com/sfdist>)。
 - CDO インターフェースを更新。
(<https://www.sp.cdointerface.com/CdoOnlineWeb/login.htm>)。この CDO インターフェースによって、レポート機能が強化され、欧州、アジアの案件情報へのアクセスが容易化されるなど、透明性が高まった。
 - 今後も分析と見解を幅広く配信する方法の拡充に努めていく。
25. 複雑な案件に対する理解の促進のため市場関係者との会合の増加
 - 有数の投資会社の投資最高責任者 CIO(Chief Investment Officer)と面談を開始し、S&P が格付けする複雑な案件への格付けの透明性の向上策について議論を開始。
 - アナリストの分析の視点に対する理解を深めてもらうために、無料のポッドキャスト、ビデオキャストの制作本数を増やす。
 - 格付けする複雑な案件についての理解の促進を図るための追加的な方策を継続的に検討。
26. 市場教育を検討する「アドバイザー委員会」の設置
 - アドバイザー委員会のメンバーを募集中。2008 年末までに会合を召集予定。
27. 格付け手法や情報開示方法の“ベスト・プラクティス”を通して格付けの質を向上させるため、他の NRSRO(全国的に認知されている統計的格付け機関)と協力
 - SEC に登録している他の NRSRO(Nationally Recognized Statistical Rating Organization)と組成した自主的なワーキンググループに参加。このワーキンググループは必要に応じて当局の懸案事項に対応すると同時に、信用格付け業界の信用回復に向けて業界横断的な提案を議論している。
 - 米国証券化フォーラムやその他の業界団体に参加し、証券化格付けの情報公開の業界標準の確立に協力中。